## 答 弁 第 五 一 号 平成二十六年十一月十一日受領

## 内閣衆質一八七第五一号

平成二十六年十一月十一日

院 議長 伊 吹 文 明 殿

衆

議

国 務 大 臣内閣総理大臣臨時代理 麻 生 太 郎

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省HPから慰安婦の記述が削除された件に関する再質問に対し、 別紙答弁

書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省HPから慰安婦の記述が削除された件に関する再質問に対する答弁

書

一について

外務省ホームページの慰安婦関連のページに掲載されていた文書のうち、「「女性のためのアジア平和

国民基金」への拠金呼びかけ文」は、日本政府作成の文書ではない。当該文書については、慰安婦問題に

係る経緯を明らかにするとの観点から、 外務省ホームページに掲載していたものである。

一について

外務省としては、平成二十六年十月六日に、 誤解を与えかねないとの認識に至ったものである。

三について

お尋ねについては、 先の答弁書(平成二十六年十月二十四日内閣衆質一八七第二六号)一から三までに

ついてでお答えしたとおりであり、外務省として「間違ったものを国民に向けて発信し続けてきたという

認識」は有していない。